

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

第二節 第一種動物取扱業者

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二～七 （略）

2 （略）

様式第1 (第2条第1項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称					
2 事業所の所在地		電話番号			
3 動物取扱責任者		(1)氏名			
		(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経験場所:) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等:) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等:)		
4 第一種動物取扱業の種別		<input type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 () (飼養施設の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容				
	(2)実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)			
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類				
	(2)鳥 類				
	(3)爬虫類				
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地				
	(2)構 造 及 び 規 模	①建 築 構 造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		②延 床 面 積	m ²		
		③敷 地 面 積	m ²		
		④材 質	床 面		
			壁 面		
	⑤設 備 の 種 類	<input type="checkbox"/> ケージ等 (個) <input type="checkbox"/> 照明設備 / <input type="checkbox"/> 給水設備 / <input type="checkbox"/> 排水設備 / <input type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input type="checkbox"/> 消毒設備 / <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input type="checkbox"/> 清掃設備 / <input type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓練場			
(3)管 理 の 方 法					
8 営業の開始年月日		年 月 日			

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 動物取扱責任者

事 項
1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
3 法第10条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
4 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5 法の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定又は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第1号若しくは第2号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
6 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第58条第1号（同法第12条第1項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第59条第2号（同法第18条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第62条第1号（同法第17条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第63条第6号（同法第21条第1項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第2項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第65条（同法第58条第1号、第59条第2号、第62条第1号又は第63条第6号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第84条第1項第5号（同法第20条第1項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第23条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第26条第6項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第27条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第86条第1号（同法第24条第7項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第88条（同法第84条第1項第5号又は第86条第1号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第32条第1号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第5号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第33条第1号（同法第8条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第36条（同法第32条第1号若しくは第5号又は第33条第1号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

備 考

この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。